

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2419号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

自分の町や村をよその人に知ってもらい、実際に来ていただくのは、町村振興のための第一歩である。そのために絵葉書は、もっと活用されていい。フランスならどんな地方に行っても、駅の売店とかカフェ、レストランなど、人が集まり、立ち寄るところに、必ずといっていいほど美しい絵葉書がある。旅人はまずその絵葉書を買って、行ってみたい」と、見知らぬその町、その村に興味関心を抱く。

この絵葉書が、日本の各地でほとんどダメで、残念な限りである。何がダメかといえば、たとえ絵葉書が存在したとしても、それがどこに売っているのかが分からない。駅に



祭り子どもたち

絵葉書

静岡文化芸術大学学長・東京大学名誉教授

木村 尚三郎

置いてあることは、まずない。書店とか文房具売り場にあるとしても、その所在地がよそ者には分からない。その土地に知り合いでもなければ入手困難、ということになる。もうひとつ困ったことに日本の場

今の私たちは、その土地にしかない「くらしのち」の輝きを、絵葉書を通して知りたい。鳥であれ、獣であれ、昆虫であれ、花や緑であれ、その土地にいきいきと息づく「いのち」の姿を見たい。四季折々の風俗習慣や文化が、その土地に根を張り、たくましい生命力を發揮しているさまを見たい。そこに住む人びと、お年寄りや子どもたちの、幸せな笑顔が見たい。

合 絵葉書の写真が文字通り「絵葉書」な風景写真で、現代人の興味関心を惹かない。ただの風景なら年間千七百万人の海外旅行者が、絵葉書よりもっといい外国の風景に、いやというほど接している。

テーマを設けてフォトコンテストを行い、「人くさい」絵葉書の作成を、願うことしきりである。地元からの便りにも、その絵葉書を使ってもらおう。きわめて安上がりで効果的な地域の情報発信であり、地域振興策であると思う。

論	説	「骨太方針」の呪縛から解放されよ	千葉大学教授・東京大学名誉教授 大森 彌.....(2)
	動	西尾私案に対する意見を提出 = 全国町村会	(5)
	動	田中副会長が自民党総務部会関係合同会議で意見 = 全国町村会	(7)
	策	「事務事業の在り方に関する意見」を提出 = 地方分権改革推進会議	(9)
	動	「事務事業の在り方に関する意見」で会長談話 = 地方六団体	(10)
	動	国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急要望 = 地方六団体	(12)
	報	カプセルNOW&NEW	(13)
	報	政策レーダー	(15)

もくじ

「骨太方針」の

祝縛から解き放たれよ

視点

▼市町村合併の背景と都市選挙戦略

全国町村会は、昨年、平成十三年七月に、「私たちは提言します。二十一世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか 揺るぎない国民的合意にむけて」と題する小冊子を作成し、広く各界各層に都市と農山村の共存の必要性を訴えた。その

際、多様な地域から成り立つ国土を前提として、特に農山村に所在する町村の意欲と特色が発揮できるような新たな自立支援の仕組みが必要であることを強調した。そのフォローアップのために、全国町村会の中に「町村の新たな自治制度に関する研

究会」が設置され、現地調査を踏まえて検討を続けている。そのメンバーの一人として、このたびの市町村合併とその後の町村の扱いに関し、若干の所見を述べたい。

選挙戦略の発動というべき動きがあるように思われる。

市町村の自主合併は、昭和四十(一九六五)年以来、十年ごとに延長されてきた。「市町村の合併の特例に関する法律」(特別法)によつて、ここ三十年以上続けられてきた。住民発議制度の新設を含む特別法の改正がなされたのは平成七(一九九五)年であり、地方分権推進法成立の直前であつた。この法律は平成十七(二〇〇五)年三月末で失効する。このたびの市町村合併は、この特別法を充実・強化する形で推進されている。その重要な背景には、政権党の都市

平成十年七月の参院選では、大都市における三人区以上の選挙区で自民党候補者が全員落選し、「都市割り食い論」(「農山村を優遇しすぎて都市が割を食っているから、その分を取り戻せ」が高まった。自民党は都市へ政策の機軸を移し始めた。政権は橋本から小淵へ移った。平成十一年七月、地方分権一括法(四七五本)が成立したが、このうち、合併特例債の創設や合併算定替の期間延長などを含む合併特別法のみが直ちに公布された。都市型政党である公明党が政権に加わり自公政権が成立し、その政策合意に「市町村合併の推進」が入った。平成十二年四月森内閣発足。六月の衆院



大森 彌(おおもり わたる)

1940年、東京都生まれ。東大大学院博士課程修了。東大教養学部教授、学部長を経て、2000年東大定年退職、千葉大学法経学部教授に。

行政学・地方自治論を専攻し、わが国の政治行政の実態と問題点を研究。地方分権推進委員会の専門委員(くらしづくり部会長)を務め分権改革に尽力。

日本行政学会理事長。岡崎昌之氏(地域政策フォーラム代表)等と共に「21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切か」の原案作成にかかわる。著書に『分権時代の首長と議会』(ぎょうせい)自治体職員論(良書普及会)等。

千葉大学教授・東京大学名誉教授 大森 彌

論 説

選で自民が都市部で苦戦。総理は自治相に市町村合併の強力推進を指示した。八月、自民党の

野中幹事長が党本部で講演し、「交付税による自治省の護送船団方式が、市町村合併を阻害している」「財政力が弱い(自治体)ほど重点的に交付税が行く制度が大都市の不満を呼んでいる」と交付税を批判した。十一月、自治省が、市町村の合併の推進についての指針を決定。十二月、与党行財政改革推進協における「合併後一〇〇〇自治体を目指す」の方針を踏まえ、市町村合併の積極的推進を政府が決めた。と同時に、町村合併の市制要件が緩和された。平成十三年六月、経済財政諮問会議の「骨太の方針」は市町村合併の強力推進を打ち出した。八月、総務省が市町村合併支援プランを決定し、十一月、小規模市町村の

地方交付税優遇制度「段階補正」見直し方針を固めた。

こうして見ると、このたびの市町村合併は、さらなる分権改革(事務権限の移譲)のための受け皿の整備ということだけでなく、都市選挙戦略の発動という面を否定できないのではなからうか。政権党は約三二〇〇ある市町村の数を一〇〇〇に減ずるとしているが、この数値目標に合理的な理由は見出せない。しかし、そこに政権党の強い意思を感じる。政治の本質は「意思」にある。平成十六年度末までに町村が合併して人口三万人以上になるならば、他の要件を一切問わない市に関する特別措置は、その端的な現れである。これほど便宜的な市制移管を許容してまで町村合併を推進したい真意は、一体どこにあるか、問うてみたい気がする。

▼希薄化する農山村への関心と配慮

合併をするか、しないかの選択を迫られている市町村、とりわけ農山村地域に所在する町村は、合併推進の動因として、都

市選挙戦略が働いていることに強い危惧を感じざるをえない。なにより、政権党から見て都市部における選挙結果の不調が、

農山村と町村への財政的優遇と結びつけられ論じられ、それが、実際に地方交付税の削減にまで結びつけられているからである。「都市住民の犠牲の下で農山村を優遇し、その結果、町村は無駄な支出を行っている」「どんなに小規模で財政効率が悪くとも交付税で財源保障がなされている限り、自主的な合併が進むはずがない」といった、相当に乱暴な議論が公然と行われている。

しかし、都市部における選挙結果の不調は、農山村を優遇していることに都市の有権者が不満を募らせたからであろうか。都市の有権者の政治的関心を呼び覚まし、それを自党への支持につなげる工夫と努力を欠いていただけではなからうか。

昨年、全国町村会が訴えたように、産業の新旧交替によって職を追われ、あるいは過酷な企業競争の中で辛苦をよぎなくされている都市住民の苛立ちや不満を、農山村地域と町村に向けてさせて、それで都市住民の選挙での支持を本当に上げられるものであろうか。かりにそうなっ

たとして、それが国政の本道だろうか。都市住民が求めていることは、農山村との対立を鮮明にして、かろうじて農山村を成り立たせてきた財源を都市に取り戻すことなのか。そのようにして、農山村をさらに疲弊させて、どのような利得が都市住民にあるというのであろうか。

政権党は、都市再生を強調し、都市へ財政資金を流す政策をとっている。もちろん、自然との共生を基本とした生活都市をいかに再生させるか、そのために都市部の有権者、特に「支持政党なし」層の支持をいかに確保するかが、現下の政治の大切な課題であることは確かである。問題は、これへの性急な対処が、農山村への関心と配慮を希薄化させ、この地域での自治運営をさらに苦難に追い込んでしまうことである。都市再生を重視するあまり、農山村と町村を切り捨てていくことがあつては断じてならないと考える。国の強力な合併促進策にもかかわらず、例えば一島一村とか地理的には孤立している中山間地の町村の場合は、合併といっ

ても、現実には無理があり、そのメリットもない。また、周辺事情から合併を見送らざるをえない市町村もある。悩みに悩み抜いたすえ、このまま行きたいと決心した町村もある。そうした市町村を、あたかも悪者のようにみなすのは筋違いである。まして、根拠不十分な人口規模

で「小規模」とひとまとめにし、その仕事と責任を縮小しようとする案や、この際、基礎的自治体ではなくしてしまおうとする案は、自己決定・自己責任という分権改革の理念を著しく傷つけるものであるといわざるを得ない。

▼真の「分権型社会の創造」のために

地域運営に人一倍の意欲と能力の発揮を求められる条件不利地域の町村を、小規模ゆえに基礎的自治体としては一人前の扱いはしないようなことをして、

合理を招来する恐れがあると思われる。

本当に農山村を維持していくことができるのであろうか。日本列島の多様な地域には、人口の大小、財政力の強弱の自治体が存在することのほうが自然である。分権改革のどんな大義名分をもってしても、全国を一定規模の「市」(基礎的自治体)で一しようとする発想は、地方自治の構想論としても容認できない。それは、一見して、筋のつた案のように見えるかもしれないが、合理の理を超え、不

しかも、事務権限と財源を縮小して、その部分を他に肩代わりさせるといふ案は、本当に現実的であらうか。周辺自治体に肩代わりをせよというも、自分の行政区域でない地域の住民に行政サービスを行うなどというやり方がどうして可能になるのか。まったく現場を知らない空論である。これを広域自治体としての都道府県にさせるにしても、基礎的自治体の仕事をこななかった都道府県が、どのようにしてこれを処理できるのか。小規模町村が散在する地域ごとに出先機関を再配

置して職員を置くのであるのか。このような広域自治体の市町村化は明白に分権改革に逆行するではないか。

もし、政権党と政府が、都市住民の政治的支持を得ようとすれば、人口は少ないけれども広い面積の地域で、誇りを持って個性的に生き抜こうとしている農山村の人びとを不安に陥れ、将来への展望を奪い取るような挙に出るとすれば、それこそ失政のそしりをまぬがれないのではないか。農山村を優遇しすぎて都市が割を食っているから、その分を取り戻せなどと言っているような底の浅い先進民主国が、日本において他にあるであらうか。なんとも貧しい発想といわなければならぬ。

由に、町村を、一人前ではないからそつと暮らさなさいとか、憲法にいう「地方公共団体」の資格はないから単なる地域住民組織で我慢しなさいといった扱いにして、その地域の住民が安らぎと豊かさを実感できるとは到底思えない。

都市には都市としての暮らし方と価値があるように、農山村には都市とは異なつた暮らし方と価値があり、そこには、都市自治体とは違つた町村自治体の存在理由がある。それは、人間がたやすく管理しがたい自然と共生しつつ、その恵みを受受していく生活の技に秀でていくからである。もし、このたびの合併後における基礎的自治体のあり方を検討するならば、農山村とそこで有効性を発揮する小規模な町村の存続を認め、都市との共生と対流を確固たるものにしていく新たな制度と政策をこそ構想すべきである。「小規模町村の場合は仕事と責任も小さくし、都道府県などが肩代わり等」という、現実性のない「骨太の方針」の呪縛から解放されるべきである。

都市には都市としての暮らし方と価値があるように、農山村には都市とは異なつた暮らし方と価値があり、そこには、都市自治体とは違つた町村自治体の存在理由がある。それは、人間がたやすく管理しがたい自然と共生しつつ、その恵みを受受していく生活の技に秀でていくからである。もし、このたびの合併後における基礎的自治体のあり方を検討するならば、農山村とそこで有効性を発揮する小規模な町村の存続を認め、都市との共生と対流を確固たるものにしていく新たな制度と政策をこそ構想すべきである。「小規模町村の場合は仕事と責任も小さくし、都道府県などが肩代わり等」という、現実性のない「骨太の方針」の呪縛から解放されるべきである。

活 動



松本小委員長(左)に意見書を提出する山本会長(右)

全国町村会(会長・山本文男福岡県添田町長)は、十一月十二日に開催した常任理事会において、去る十一月一日の第二七次地方制度調査会第一〇回専門小委員会において示された、西尾勝同調査会副会長の私案「今後の基礎的自治体のあり方について」(西尾私案)に対する意見を取りまとめ、同日、松本英昭専門小委員長に提出した。その内容は次のとおり。

「今後の基礎的自治体のあり方について」(地方制度調査会・専門小委員会における「西尾私案」)に対する意見

全国町村会は、これまで合併を進めるにあたっては、まず理念、将来像を示すべきであると主張してきた。理念や将来像を示すにあたっては、事前に我々町村側の意見も十分聞き、協議し、合意を得るという手順を踏んだ後、示されるべきことは当然であり、過日の専門小委員会のヒアリングの際にもこの旨申し上げたところである。
この「私案」は、たとえ事前に示されたとしても到底合意できるものではないので、以下、意見を申し述べたい。

全国町村会 地方制度調査会・専門小委員会提示 西尾私案に対する意見を提出

1、基礎的自治体論について

市町村を人口一定規模以上の基礎的自治体に強制的に集約していくという考え方は、地方分権改革の中で掲げられてきた、「自己決定、自己責任」の理念や、分権型社会の構築にあたって重要であるはずの個性の發揮の理念を放棄していると言わざるをえない。

地方分権の担い手としての受け皿論が展開されているが、基礎的自治体に対し、具体的にどのような事務や権限を移譲していくのか、また、そのプログラミングも全く示されていない。

現実に市が処理している程度の事務というが、現在町村が処理している事務とほとんど違いがないのではないか。

すべての市が、事務を単独で完結して行っているわけではなく、近隣町村と協力して一部事務組合又は広域連合等を設置して処理しているケースも多く、「現に市が処理している事務」を根拠にして、強制的な手法によって基礎的自治体を人口によ

て一定規模以上に再編成していくという考え方は無理がある。

これまで、町村は、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に対し、工夫によって、連携によって、地域の実情に沿った個性豊かな行政を展開し、最も住民に身近な行政主体としての役割を果たしてきたし、また、行政改革にも懸命に取り組んできた。このような実態を評価せず、また明確な根拠も示さず、小規模なものには能力がないと一方的に決めつけ、基礎的自治体への再編を説くことは納得できない。

地域ごとの歴史や文化や地形や面積等を無視して、全国一律に人口だけで集約して数合わせの自治体をつくるという発想は、経済効率・規模の拡大にのみ視点を置いたものであり、政治的・行政的空洞化を招きかねず、いわば中身の無い空虚な基礎的自治体をつくるだけで、ここで述べている分権の担い手となることは到底思えない。

住民生活にとって、必要不可欠な

活 動

公共サービスは、最も住民に身近な自治体で実施すべきであり、これは自治体の規模の大小、財政の裕・不裕を問わず、自治体共通の責務である。その意味から「小規模」といっても、すべての市町村は基礎的自治体として位置づけられるべきであり、多様な自治体が共存しあえる地方自治制度であるべきである。

2、強制的合併手法について

市町村合併は地方自治の根幹に関わり、将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を与える最重要事項である。

町村は歴史的な経緯、文化・風土や自然的・地理的条件等が異なっている。合併については、あくまで関係市町村の自主的な判断を尊重することが基本である。従って、合併は財政効率・経済効率を優先させた強制的なものであってはならない。

全国の町村には、中山間地域等地理的な条件等により、合併になじみにくい地域があり、このような地域には広域連合制度の改良・改善をはかった上で、その活用を検討し、将来的な合併気運の醸成をはかりながら、いわば緩やかな合併を目指すというところも一つの手法として真剣に検討すべきである。

一定規模の人口に満たない市町村を強制合併の対象としたり、権限の制限・縮小等を行うことは、地方自治の本旨にそぐわないものと考えらる。

地域のことは地域の住民で決めてこそ住民自治であり、国が一方的に住民サービスの権限を制限・縮小したり他の基礎的自治体への編入を法定等によって義務づけることは、まさしく自治の否定そのものに他ならない。

3、基礎的自治体に再編成されなかった自治体について

(1) 事務配分特例方式(垂直補充)

地域にかかわることは、身近な行政主体である市町村が行うべきであり、都道府県や他の市町村が行うことは、住民の声が届きにくくなり、地域の実情に合った個性豊かな施策が展開できなくなる。

地方分権の大きなテーマが、住民に密接なかわりあいのある事務は、できるだけ住民に最も身近な行政主体である市町村に権限を移譲して、行わせるということであるのならば、都道府県に補充させるという「私案」は、この流れに逆行したものである。

都道府県が市町村の事務を補充して行うことは、広域自治体としての都道府県の性格を曖昧にし、また直接処理を行おうとする場合、出先機関を整備しなければならないことも考えられ、行政改革の理念にも反する。

都道府県が直接処理をせず、他の基礎的自治体に委託する場合、事務を処理してもらう市町村は属地扱いを受けるという感じを持つようになる。責任の所在が不明瞭になり、住民の意向が行政に反映されにくくなる。

(2) 内部団体移行方式(編入による水平補充)

人口一定規模未満の自治体を、その意向を無視して、他の基礎的自治体の内部団体に自動的・強制的に編入することなど到底容認できない。

4、国土保全について

これまで町村は、森林の水源涵養機能や食糧自給の機能等の重要な役割を果たしてきた。しかし、「私案」では、理論的に明確な根拠も示さないうまま、町村が小規模であるということのみで、今後はそれらの重責に堪えられないと断定している。地域の現場を熟知している住民たる町村の職員がいてこそ、きめ細かな行政を展開できるのであり、「私案」は国土を守り、支えてきたのは我々町村であるという誇りを根底から否定するもので、とても納得できるものではない。

「私案」は財政効率、経済効率、規模の論理を優先することで貴かれており、地方自治・地方分権の理念に照らしても問題があるばかりでなく、総じていえば、人口規模の少ない町村を切り捨てるといふ横暴極まわりなき論旨であり、絶対容認できない。

◆「西尾私案」の要点

平成十七年四月以降、一定期間を定め、もう一度合併運動を推進して、すべての基礎的自治体が、市並の事務権限を処理できるようにすることを目指す。

その際には、今の財政支援ではなく、まったく別の方法によるべきである。

解消すべき市町村の人口を予め法定し、一定期間経過後もこの基準を満たさずに残存する小規模な団体には、残された選択肢を予め明示しておく。

その選択肢は、「事務配分特例方式」(都道府県補充)とか、「内部団体移行方式」(他の基礎的自治体へ編入)とする。

活 動

全国町村会

田中副会長が自民党総務部会関係合同会議で意見

-「中間報告・論点整理(案)」等について-



意見を述べる田中副会長

自由民主党の総務部会(林幹雄部会長)と地方行政調査会(石川要三会長)などの合同会議が十一月十三日、自民党本部で開催され、全国町村会など地方六団体の代表者から平成十五年度税制改正等に関して要望が行われた。

合同会議では、全国町村会の田中副会長(岐阜県垂井町長)が「中間報告・論点整理(案)」、地方交付税、固定資産税などについて要望を行ったほか、全国知事会の國松滋賀県知事が地方税源の拡充強化、恒久的な減税対策、法人事業税への外形標準課税の導入等について、全国市長会の青木会長(立川市長)が個人住民税の充実確保、固定資産税の安定的な確保、特別土地保有税の堅持等について要望を行った。合同会議における田中副会長の発言要旨は次のとおり。

田中副会長発言要旨

◆「中間報告・論点整理(案)」について

本日は、発言の機会を与えて頂き、ありがとうございます。

はじめに、「地方自治に関する検討プロジェクトチーム」がまとめられた中間報告・論点整理(案)について申し上げます。九月二十五日付けの案に対しては、私も

全国町村会として、文書により意見を申し上げたところでありますが、過日(十一月六日)示された案も、大略においては前回と同様な内容となっております。このため、二点について、重ねて意見を申し上げます。

まず、市町村合併についてであります。

合併は、地方自治の根幹に係わり、将来にわたる地域の在り方や住民生活に大きな影響を与える最重要事項であります。

町村は、歴史的な経緯、文化、風土や自然的、地理的要件が異なっており、あくまで関係市町村の自主的な判断を十分に尊重し、財政的な締め付け等により合併を強制することがないようお願いしたいと思います。

次に、「合併推進策を講じた後

になお残る小規模市町村(例えば人口一万人未満)について、通常の市町村に法律上義務づけられた事務の一部を都道府県又は周辺市町村が実施する仕組みを検討する」ということについてであります。町村は、人口小なりとはいえ、現に、住民生活にかかわる幅広い分野で様々な公共サービスを提供し、国土保全等に重要な役割を果たしております。

このような小規模市町村の権限を制限し、縮小し、それを都道府県が行うことは、地方分権の流れにも逆行しますし、地域の実情を踏まえた施策の展開や地域住民の意向の反映も難しくすると思います。また周辺市町村が実施した場合同じく、市町村のことが言え、第一に事務を行えず、頼む側の町村は属国ならぬ属地扱いを受けるような感じを持つことになるなど自治の仕組みとしてうまく機能するとは思えませんので、再考をお願いしたいと思います。

◆地方交付税について

次に、地方交付税についてであります。

経済財政諮問会議などで、見直しの意見などが出されているようでありませんが、地方公共団体に一定水準の行政を保障するとともに

活 動

に、税源の偏在による財政力格差を是正するうえで、地方交付税のもつ財源保障機能及び財政調整機能は極めて重要でありますので、絶対に堅持するよう強くお願い申し上げます。

また、町村が、人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全等に重要な役割を果たしていることを考慮し、そのような町村の自主的・自立的な行財政運営に支障をきたすことのないよう、必要な総額を確保するとともに、特段の配慮をお願い致します。

◆固定資産税について

次に、固定資産税についてであります。

固定資産税については、平成十二年で一兆五、三二二億円と、町村税収全体の五割強を占め、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目でありま

す。一方、固定資産税を取り巻く状況を見ると、土地分の税収が平成十二年度以降、地価下落の影響で毎年減収となっていることに加え、平成十五年度の固定資産税について、約四、〇〇〇億円以上の減収が見込まれるなど、非常に厳しい状況であります。

よって、既に市長会からも発言

がありました。が、評価替えに際しては、同税の安定的確保がはかられますよう、特段の配慮をお願い致します。

◆道路特定財源について

道路特定財源の問題は、知事会から既にお話のあった通りでありますので、町村の立場からも、その堅持につきまして強くお願いいたします。

◆ゴルフ場利用税について

次に、ゴルフ場利用税についてであります。

ゴルフ場利用税については、平成十二年度税収八一四億円のうち、七割、すなわち五七〇億円が市町村に交付されており、貴重な財源となっております。

また、市町村は、ゴルフ場に対し、道路の整備、廃棄物の処理といった様々な財政需要がありますので、現行制度の維持が必要であります。

現下の厳しい市町村財政を踏まえ、本税の存続・確保をお願い致します。

以上、全国町村会の要望とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

平成十五年度 全国地域リーダー養成塾

塾生募集集中

全国地域リーダー養成塾は、平成元年に創設して以来、すでに四二二名の感性豊かな実行力ある地域のリーダーを養成してまいりました。平成十五年度においても、地域づくりのリーダーとなるべく熱意あふれる皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

【概要】

期間：平成十五年五月から平成十六年二月まで
研修内容：一般研修・合宿研修・先進市町村現地調査・海外研修（希望者のみ）

【塾長・主任講師】

塾長：大森 彌氏（千葉大学教授・東京大学名誉教授）
主任講師：卯月 盛夫氏（早稲田大学教授）・北沢 猛氏（東京大学大学院助教授）・小田切 徳美氏（東京大学大学院助教授）・辻 琢也氏（政策研究大学院大学助教授）

【経費】

研修中の宿泊費（朝食含む）、教材費等については、地域活性化センターで負担いたします。

研修地までの往復の交通費、滞在中の昼食代・夕食代、海外研修に参加される場合は参加費用については、自己負担となります。

【募集人数】

四〇名程度

【応募資格】

地方公共団体等の職員
地域づくり団体のメンバーで、市区町村長の推薦のある者
農協、商工会、第3セクター等の職員で、市区町村長の推薦のある者

【応募方法】

十一月中旬に各市区町村に募集要項を送付いたします。地域づくり団体の皆さんは、各市区町村の担当課にお問い合わせください。

【応募期限】

平成十五年一月三十一日（金）までに各市区町村を経由のうえ、(財)地域活性化センターに応募書類を提出してください。

問い合わせ先

〒一〇三 〇〇二七

東京都中央区日本橋一 三 四

日本橋プラザビル一三階

(財)地域活性化センター 研修交流課

TEL 〇三 五二〇二 六一三四

FAX 〇三 五二〇二 〇七五五

次週の「町村週報」は休刊させていただきます。
次号は十二月九日発行です。

政 策

地方分権改革推進会議

「事務事業の在り方に関する意見」を提出

地方への税源移譲盛り込めず

地方分権改革推進会議（議長、西室泰三・東芝会長）は十月三十日、「事務事業の在り方に関する意見」をまとめ、小泉純一郎首相に提出した。首相から要請されていた「数兆円規模の補助金削減につながる原案作成」について、「意見」は、義務教育費国庫負担金のうち退職手当など五、〇〇〇億円を縮減し一般財源化するとしたが、その財源措置となる税源移譲については、「関係者間で協議、調整が行われるべき」と先送りした。

このため、地方六団体は会長談話で、「到底受け入れることはできない」と批判。片山総務相も「意見とりまとめで委員の意見が大きく分かれ、激しい議論が交わされた」と聞くが、今後、地方分権推進委員会から引き継いだ分権改革の志を高く掲げ、さらなる審議を期待する」との「異例」の談話を発表した。これを受けて、政府の経済財政諮問会議では翌三十一日、同「意見」を踏まえて「三位一体の改革」を議論したが、委員間で意見が対立。今後、内閣府、財務省、総務省を中心に議論を進めることになった。

●「三位一体の改革」も課題に

地方分権改革推進会議は、平成十三年七月に発足したが、小泉首相から諮問された、国と地方の役割分担に応じた事務・事業の在り方、税財源配分の在り方、行政体制の整備のうち、まず「事務事業の在り方」から重点審議し、今年六月には、「中間報告」を発表した。ところが、政府が同月閣議決定した「基本方針二〇〇二」で、「国庫補助負担金、交付税、税源移譲の在り方を三位一体で検討し、改革案を今後一年以内を目途にとりまとめる」との方針を打ち出し、小泉首相が、分権改革会議に「三位一体の改革につながる原案」の作成を指示した。

これを受けて、同会議では、「国庫補助負担金の在り方」にも重点を置き、事務事業の具体的な改革案を検討することになった。

●ローカルオプティマムなど提言

このような経過でまとまった「意見」は、「各分野を聖域なく見直し、各省庁と合意に至らなかつた事項を含め意見を提出した」ことを強調。このため、今回の「意見」を、「一年四か月にわたる審議を大成したもので、国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方の結論を示すもの」と位置づけた。

その上で、「総論」では、「改革の方向」として、「補完性の原理」に

基づく国と地方の役割分担の適正化を提言。その具体策として、「ナショナル・ミニマムの達成から地域が選択する地域ごとの最適状態（ローカル・オプティマム）の実現」を改めて指摘。併せて、「自主・自立の地域社会の形成」と「地域における自立的な財政運営が可能なシステム形成」のため、「受益と負担の関係が明確な仕組みを作る必要がある」と強調した。

このほか、地域における行政の総合化の推進、地方の創意工夫の発揮と知恵とアイデアの地域間競争の決定についての地方の参画の確保を提言。さらに、「分権型行政システムへの転換に向けた国と地方の意識改革」の重要性も強調した。

義務教育費では「負担転嫁」提言
これを踏まえて、「意見」は「分野別の見直し方針と具体的措置の提言」として、社会保障、教育・文化、公共事業、産業振興、治安その他、の五分野について具体的な改革案を提言した。

うち、「文教・文化」分野では、義務教育費国庫負担制度の見直しが焦点となった。首相が指示した「三位一体の改革」につながる国庫補助負担金の削減とその財源措置としての税源移譲の対象として、総額三兆円にのぼる「義務教育費国庫負担制度」の見直しが対象にぼつたからだ。

しかし、同会議では、同負担金の見直しをめくり、片山総務相が談話で指摘したように委員の間で激論が交わされたが、最終的には西室議長

の提案で決着したといわれる。

その結果、「意見」は、文科省が提案した義務教育費国庫負担金のうち共済費長期給付負担金や退職手当等を対象経費から外す案について、「地方の自主性拡大につながらず、分権の観点から評価できない」従来

固定の経費とされた人件費も今後流動化していくことを踏まえれば地方の自主性拡大につながる」との両意見が出され、「評価は分かれた」としつつ、「この見直しは義務教育費国庫負担制度全体の見直しにつながる契機となれば、当会議としては改

革に向けた第一歩と受け止める」と評価。見直しの具体的措置として、「共済費長期給付、退職手当等に係る経費は国庫負担対象から外し、平成十五年度からこれを段階的に縮減し、「一般財源化を行う」と提言した。しかも、一般財源化に伴う財政措

置について、「意見」は「一般財源化する以上、税源移譲を伴わなければならない」との意見も出た」ことを紹介しつつ、「当会議としては、具体的な財源措置については、地方分権の観点を視野に入れて関係者間で十分に協議、調整が行われるべきもの」と考える」と、具体的な財源措置に

「事務事業の在り方に関する意見」で会長談話 地方六団体

全国町村会など地方六団体は、十月三十日、地方分権改革推進会議がとりまとめた「事務事業の在り方に関する意見」に対し、次のとおり会長談話を発表した。

会長談話

地方分権改革推進会議におかれては、六月の中間報告後、三位一体の改革につながる国と地方の事務事業の在り方等に関する原案を作成し提出してほしいとの総理指示も踏まえ、精力的に調査審議を行ってこられたことに対し敬意を表する。

今回の意見においては、地方分権改革の更なる推進という見地から、国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方について、「地方にできることは地方に委ねる」との原則に基づき、公共事業関係をはじめ内政の主要五分野についての見直し方針と具体的措置の提言が示されているものの、国庫補助負担金の廃止縮減に関して、地方六団体が従前から要望してきた、税源移譲を含む税源配

分の在り方の検討を同時に行う視点が取り入れられていないことは、誠に残念である。

特に、負担対象経費の見直しを始め義務教育費国庫負担制度の見直しは、国家公務員の制度に準拠することとされ、歳出削減不可能な重要な義務的経費に係るものである。また、地方財政に与える影響も甚大であるにもかかわらず、どのように地方の自主性が向上するのか明示されず、税源移譲による財源措置も明確に示されず、到底受け容れることはできない。

政府において、この意見を受け福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減の方針のとりまとめを行うに当たっては、国と地方の役割分担を踏まえ、真に地方分権の進展につながる地方行政制度の改革が行われるよう、強く期待するとともに、平成十五年度の国の予算編成に当たっても、予算編成上の都合等により、歳出の削減のみを目的とした国庫補助負担金の廃

止・縮減を先行して実施し、単なる地方への負担転嫁となることのないようにすべきであり、税源移譲等による財源措置を同時に行うべきである。

今後、国と地方の役割分担に応じた税源配分の在り方の検討に当たっては、自己決定・自己責任の原則に基づく地方分権改革を実現可能なものにするための裏付けとして地方財政基盤の確立が不可欠であることから、地方公共団体の意見を十分に反映して、国から地方への税源移譲等による地方税財源の充実確保について積極的に取り組まれるよう強く期待する。

我々としても、これまでの地方分権の諸制度改革の成果を十分活かすとともに、住民の負託に応えられるよう行政改革に積極的に取り組むなど行政体制の整備・確立を図り、個性豊かで活力に満ちた自主・自立の分権型地域社会の実現に向け、今後とも最大限努力していく所存である。

併せて、「客観的指標に基づく定額化、交付金化など国庫負担制度の見直し」も提案した。さらに、市町村費による教職員配置、円滑な人事交流を可能とする教員の給与体系の見直し、事務手続きの簡素合理化、電子化なども提言した。市町村費による教職員配置は、都道府県の定める定数を超えて市町村が自らの財源で教職員を配置できるようにするもので、構造改革特区の中で先行的に実施するとした。

このほか、初等中等教育に関する国の関与の見直しとして、教科書採択地区の小規模化、中核市立の幼稚園の設置認可の見直し、弾力下での多様な教育活動の事例紹介、教育の「評価と公開」等を踏まえた学習指導要領の見直しなどを提言。また、総合行政の観点からの教育用施設の有効活用として、補助金で整備された学校施設等の活用促進、教育用施設の一層の有効活用を提言。さらに、生涯学習・社会教育分野での国の関与の抜本見直しとして、公立博物館や公民館の設置・運営に関する基準の大綱化・弾力化、埋蔵文化財発掘調査の費用負担の調整円滑

政 策

化の検討 学校栄養職員、学校事務職員に関する国の関与見直しなどを提言した。

●幼保一元化も提言

社会保障分野では、地域における保健・医療・福祉の一層の総合化の推進を提言。具体的には、幼保一元化のための厚労省・文科省協議の継続や幼稚園教諭と保育士の資格の一元化を求めるとともに、「国の関与を根元から見直し、併せて関与の裏打ちをなす補助負担金も見直し、基本的に地域ごとの判断で一元化も可能とする方向での検討」を求めた。併せて、保育所の調理施設の義務付け廃止の検討を要請するとともに、当面、調理施設の防火構造の義務付け緩和の検討を提言した。

このほか、民間企業・NPO等の多様な主体の幅広い参画による共助社会構築のため、公設民営に関する周知 保育所の公設民営の促進 公設民営型ケアハウスの整備促進などを提言。また、必置規制の見直しとして、保健所長の医師資格要件の廃止を提言するとともに、児童相談所・児童福祉司を含めた児童福祉サービスの在り方検討 社会福祉主事の規定の在り方見直し を要請。さらに、審議会等の必置規制についても審議会等を目的別に区分した上で必置規制を全面的に見直すよう求めた。

知恵とアイデアの地域間競争を視野に入れた国の関与見直しとして、特別養護老人ホームのホテルコス

トの利用者負担 医療法人の理事長要件の緩和 保育所の職員・施設基準の見直しなどを提言。さらに、地方が主体的に事務事業が行えるための国の関与見直しとして、公立福祉施設の整備に対する負担規定の補助規定化 福祉事務所設置等、児童相談所の建築等に要する費用負担に関する同意を要する協議の廃止 市町村の判断のみで給付可能な補装具の種目追加などを提言した。

●道路整備にローカルルール

公共事業関係では、地域の実情に応じた道路整備推進のため「道路構造物のローカルルールを導入する」とし、中山間地域に「一・五車線的道路手法の導入を提言した。また、直轄事業に係る国と地方の関係明確化の一環として、直轄事業負担金を徴収する直轄事業実施に当り地方自治体との事前協議制の導入の検討と、維持管理に係る直轄事業負担金の段階的縮減を提言した。このほか、河川・道路の直轄管理区間の指定基準の法令化 地方自治体と地方部局との定期的会議の開催 地方整備局での公共事業に係る施設運営の共同点検のための機関設置などを提言した。

このほか、個別の課題として、都市計画、農地転用の制度改正状況のフォローアップ 特例市等への農地転用の権限移譲の検討 河川にかかる地方自治体からの意見等への対応状況の公表 下水道の維持管理の民間委託の促進方策の策定 地方自

治体が自主性を発揮できる民有林管理の検討 廃棄物処理や広域的不法投棄に対する国の責任・関与の強化等を提言した。また、公共事業関係長期計画等について、補助事業の実施主体が地方であることに配慮 既存施設の維持更新・有効活用を重視 長期計画の基礎となつて 緊急措置法等も検討 するよう要請。その上で、補助事業における国と地方の関係の明確化のため、公共事業再評価システムにおける補助金返還ルールの明確化と周知徹底を求めた。さらに、複数省庁が所管する公共事業の調整システムの明確化 統合補助金の拡充と運用関与の改善、補助金等適正化法との関わり の点検 を要請した。

産業振興関係では、農林水産関係の国庫補助負担金の廃止・縮減の検討を要請するとともに、農地面積の小さい農業委員会の広域連携や設置見直しを提言した。

このほか、消防制度について、常備消防設置義務と救急実施義務市町村の政令指定制度の抜本的見直しをはじめ、地域の市町村以外の行政主体が消防・救急の事務を担うことができる仕組みの導入を提言した。また、市町村消防では実施困難な専門性・広域性を有する業務の在り方の検討も求めた。さらに、消防の広域再編の推進 消防力基準の見直し 社会環境の変化を踏まえた消防団の在り方検討 を要請した。

(自治日報社 井田正夫)

損害保険 代理店

株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

☎ 03 - 5512 - 4726(代)

営業所(全国24か所)

▼ 地方六団体 ▲

国庫補助負担金の 廃止・縮減に関する緊急要望

全国町村会など地方六団体は、十一月六日、地方分権改革推進会議がとりまとめた「事務・事業の在り方に関する意見」について、三位一体の改革につながる税源移譲を含む税源配分の在り方についての視点が取り入れられていないことは誠に遺憾であるとし、税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減には反対である旨の緊急要望をとりまとめ、政府・国会に要請した。

緊急要望

地方分権改革推進会議は、国と地方の事務事業の在り方、国庫補助負担金の廃止・縮減に関する論点を整理され、「事務・事業の在り方に関する意見」を報告されたことに敬意を表する。

今回の意見では、多くの分野で国庫補助負担金の廃止・縮減について提言されているが、小泉総理大臣の指示する三位一体の改革につながる税源移譲を含む税源配分の在り方についての視点が取り入れられていないことは、誠に遺憾である。

特に、約五〇〇億円という巨額にのぼる共済費長期給付負担金と退職手当等に係る経費を義務教育費国庫負担金の負担対象経費から外すという提言については、歳出削減が不可能な重要な義務的経費に係るものであり、また、地方財政に与える影

響も甚大なものであることから、税源移譲を含む税財源措置が講じられなければ、到底受け容れることはできない。

このことは、都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直しの提言についても、同様である。

また、文部科学大臣が、平成十六年度から義務教育費国庫負担金の定額化を実施すべく、直ちに検討に着手するとしたことは、更に地方を混乱に陥れるものである。

平成十五年度の国の予算編成に当たって、予算編成上の都合等により、国の歳出の削減のみを目的とした国庫補助負担金の廃止・縮減を先行して実施することは、単なる地方への負担転嫁である。

税源移譲等を含む税財源措置を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減には反対である。

平成15年度「水辺施設」募集要領

財団法人リバーフロント整備センターでは、平成15年度事業の一環として、次により水辺施設の募集を行っています。多数の応募をお待ちしています。

1. 趣旨

良好な水辺空間形成の一環として、選定された市町村に水辺施設を当センターが設置し、当該市町村へ寄贈します。

2. 応募要件

- (1) 応募資格：市町村
- (2) 応募対象水辺
河川等（小川を含む）の水際または周辺に水辺施設を整備することにより、水辺空間の快適性または豊かな自然環境が一層向上し、地域住民から期待されている水辺とします。
- (3) 応募施設と選定数
・水辺施設
：「生物の生息環境」の向上に寄与する施設
～生物の多様性、環境教育の場を創出するピオトープ（生物の生息場所）等
：「アメニティ」の向上に寄与する施設
～水辺を観察するための観察小屋、デッキ、水辺で休憩するためのあずまや 等
トイレは対象外
・選定数：4箇所程度

(4) 応募方法

連絡先(市町村名、担当部課名、担当者名、電話・Fax番号・E-mail等)を明記の上、FaxまたはE-mailにより応募様式を請求して下さい。請求があり次第、応募様式を送付します。

(5) 応募締切り

平成15年1月31日（金）

3. 選定と発表

(1) 選定委員会と選定基準

学識経験者、国土交通省担当官等からなる選定委員会に諮り選定します。

選定に際しては、利用者の利便性、関連事業等の状況、施設用地の確保の状況、施設設置後の維持・管理計画等の観点を評価の基準にします。

(2) 選定発表

平成15年4月に選定結果を応募市町村に通知します。

4. 応募上の注意

- (1) 水辺施設のうち、「生物の生息環境」向上施設は設計・工事費込みで一カ所当たり上限450万円（税抜き）、「アメニティ」向上施設は一カ所当たり上限900万円（同）とします。
- (2) 水辺施設の設置費用には、宝くじ助成金の充当を予定しています。

5. 応募および問い合わせ先

財団法人
リバーフロント整備センター
企画・広報部 今泉、高橋
〒102-0075
東京都千代田区三番町3番地8
泉館三番町3F
Tel：03(3265)7121
Fax：03(3265)7456
E-mail：takahasi@rfc.or.jp

水辺施設の例 平成14年度 J



雄物川水系松木内川河川公園東屋
(秋田県西木村)

情 報

カプセル Now & New

「まちづくりパートナー制度」北海道
 ナー制度」を実施 新十津川町
 町は、住民参加の一環として「まちづくりパートナー制度」をスタートさせた。パートナーは町内事業所勤務者を含む町民から希望者を募って登録し、月一回程度、町政に関する討論をワークショップ形式で行う。町は議論には参加せず、結果をまちづくりに反映させていく。

十五年住み続けられば 宮城県
 土地を無償で譲渡 本吉町

町は、過疎化対策として十五年住み続けられ土地を無償で譲渡する住宅用地の分譲を実施している。小学生以下の子どもがいる町外の家族で、これから町に永住することが申込条件。二年内に住宅を建築しなければならぬ。宅地は一区画約四百㎡で賃料は月額約六千円。

自由に活動できる 群馬県
 愛町課を発足 草津町

町は、「すぐやる課」の発想を参考に、部局にとられず自由に活動できる「愛町課」を発足した。「愛する町のために何ができるか」を考え、町民が自発的に町の発展のため活動できる環境を整えていく。当面はボランティア活動の促進や公募債の研究などを担当する。

プロジェクトチームの設 神奈川県
 置等に関する規程を策定 箱根町

町は、部局を超えて重要課題

原稿募集!

あなたのまちのユニークな施策等の情報をお寄せ下さい。

*百二十字程度の原稿を郵送・FAX又はE mailで全国町村会広報部までお送り下さい。

に迅速に取り組み、事業の適切で円滑な実施を目指すため、箱根町プロジェクトチームの設置等に関する規程を策定した。チームを設置する際には、名称、目的、期間、庶務を担当する課などを決め、スタッフとリーダーは町長が指名する。

マイカー通勤の職員 石川県
 役場駐車場を有料化 内灘町
 行財政改革の一環として町は、職員自らの政策提言をきっかけに役場駐車場に職員がマイカーを駐車する場合、月五千元を徴収することにした。役場には約三百台の駐車スペースがあるが、マイカー通勤しているのは六十人程度。職員以外の来庁者は従来どおり無料とする。

農作業を手伝う 長野県
 「農林業公社」設立 天龍村

村は、高齢化や担い手不足の農家の作業を手伝う人を紹介する「農林業公社」を設立した。常勤の職員のほかに臨時職員として二十人ほど登録してもらい、農家からの委託を受けて派遣する。農作業が中心だが、里山の下草刈りなども請け負っていく。

職員優遇退職実施要綱 静岡県
 を改正 蒲原町

町は早期退職による新陳代謝を促進するため、五十八・五十九歳という定年間の勤続を規定していた町職員優遇退職実施要綱を見直し、対象年齢を「四十五歳以上六十歳未満」に拡大し、退職希望者を「必要に心じ

て公募し、勇退を勧奨する」と改正した。

村民による行政サービス 愛知県
 の評価を実施 八開村

村は、行政サービスを村民に評価してもらうため、村役場内の各課と出先機関でアンケートを実施している。「用件のあるところまで迷わず行けるか」「職員の対応は親切か」などの行政サービスについて、五段階で答えてもらう。平均三点以下の項目は改善策を検討する。

税金等納付の夜間相談 大阪府
 窓口を月二回開設 能勢町

町は、町税、介護保険料、水道料金などを期限までに納められなかったり、分割納付したい町民の相談に応じるため、午後八時までの夜間窓口を毎月第二・第四月曜日に開設している。相談だけでなく、納付も受け付け、昼間は仕事で忙しい町民に利用してもらう。

学校の授業を ネットワークで公開 兵庫県
 ネットワークで公開 神崎町

町民の九十七%がCATVに加入している町では、整備した学校間ネットワークシステムを活用して公開授業を行い、教育への関心を高めてもらった。栗賀小学校五年の楽器演奏を生放送し、演奏後、他小学校五年とパソコンを使ったネットミーティングで意見交換した。

町民相互の 岡山県
 育児サポート事業を実施 瀬崎町

町は、一時保育外の時間帯で

の育児支援を図っていくため、育児を支援したい人と支援してもらいたい人を会員として募り、育児を相互にサポートする「のびっこ・サポート事業」を実施している。町内在住者が対象で会員の管理と仲介は町の子育て支援センターが行っている。

「産業遺産収蔵庫」を開設 福岡県
 志免町

戦前は旧海軍、戦後は国鉄が石炭を採掘した全国唯一の公営炭鉱・旧志免炭鉱があった町は、「産業遺産収蔵庫」を開設した。旧海軍の水上偵察機のプロペラを転用した排気用プロペラなど、近代産業の貴重な遺産を後世に伝えるため、炭鉱跡地からの出土品を展示している。

漁協支援に基金を新設 熊本県
 熊本町

ペイオフ解禁に伴い貯金業務を廃止した町内の二漁協を支援するため、町は三千万円の基金を新設した。預金者への払戻不足金の補てんや漁業不振などを背景に経営状況が悪化している漁協の運営資金等として活用してもらう。

町民課・税務課業務の 鹿児島県
 総合窓口を開設 知名町

町は、町民課と税務課の業務を一本化した総合窓口を開設。各種証明書の申請や交付を一つの窓口で済ませることが可能になった。町民サービスの向上が目的で、今後、新電算システムを導入して窓口の一元化をさらに進めていく。

カプセル Now & New

五十肩と四十肩

矢端 正克
医学博士

痛みは組織が老化し、 炎症を起こすため

そもそも五十肩という俗称は、この病気が男性、女性ともに五〇代に圧倒的に多いということから名づけられました。正式な病名は「肩関節周囲炎」あるいは「肩甲骨腕関節周囲炎」といいます。もちろん五十肩といっても、四〇歳ごろに見られる(この場合、四十肩ともいう)こともあれば、六〇歳を過ぎてから起こることもしばしばあります。アメリカなどでは冷えて凍りついたように動きがなくなることから、五十肩のことを

フローズン・ショルダーと呼んでいます。私もご多分にもれず、五〇歳になつた直後に五十肩の異変が起きました。何をしても「イタ！イタ！」朝の着替えに時間がいつもより何倍もかかり、袖をとおす動作一つずつにも激痛が走るのです。とにかく肩の痛みで目が覚め、髪をとかし、衣服を着るたびにため息をつく毎日。つらくて不自由な毎日でした。私の場合は、痛み止めの薬と冷たい湿布薬により、何とか一か月ほどで激痛がなくなり、少しずつ回復しました。いまでも、電車の揺れで思わず吊り輪に手を伸ばしたとたん、激痛が走り、「痛い！」と大声で叫び周囲の乗客の好奇の目にさらされて、恥ずかしく、決まりが悪かったことを思い出します。

いずれにしても五十肩とは肩の関節の周りにある腱などの組織が老化し、炎症を起こすために生じる痛みですから、四十肩や五十肩になつたら、そろそろ自分の体も

老化してきた証拠と自覚しなくてはなりません。

首や肩はトラブルが 起りやすい

五十肩は、日ごろ筋肉をあまり使わない五〇歳前後のサラリーマンや主婦に起こることが多く、ちょっとした動作がきっかけになります。たとえば、腕を伸ばして高いところの物を取ったり、草むしりなど、普段しつけない仕事を無理な姿勢でしたあとにも起こります。また、ゴルフのドライバーを振り上げたときにもよく起こります。

人間五〇年もすると、体の各部にガタがきますが、とくに首や肩はトラブルが起こりやすいところです。重い頭を支え、体重の約八%もある手をぶら下げ、そのうえ、行動するために首や手を絶えず動かしているのです。すり減つたり、老化しやすくなるのです。五十肩は多くの人が経験しますが、右利きでも左利きでも同じように発症します。一年〜一年半くらいは右肩が痛み、そちらがよくなつたと思ったら、反対側の左肩が痛くなった、というように、両方が一度に痛み出すことより、片方ずつということのほうが多いの

痛みを感じたら、 なるべく動かすこと

五十肩の治療は、痛みの始まつた時期や激しい時期には、安静や鎮痛剤の服用が必要ですが、痛みが少しおさまってきたら、ただちに痛くない程度に、自分の腕をいろいろな方向に動かし、関節の動きをよくしなければなりません。五十肩の運動療法は、なるべく早く始めることにより、慢性の拘縮を予防することができます。

肩の運動のポイントには、痛みの強さと体の反応を見ながら、ぎりぎりの限界まで肩を動かすこと。無理をしては障害を起こします。が、楽に動かせる範囲だけでは運動の効果はありません。現在では五十肩になつた人のために、アイロンを持って腕を振り子のように前後左右に動かすアイロン体操や、両手で棒を持ち、バンザイの姿勢で左右に動かす棒体操などが五十肩体操として効果絶大です。いずれにしても、この病気は必ずよくなりますので心配はいりません。しかし老化スタートのサインですから、これを機会に日常生活の総点検が必要です。

全国の町村数

(平成14年11月1日現在)

町 1,980
村 562
計 2,542

情 報

政策リーダー

政策リーダー

地方自治情報管理概要まとまる

総務省

総務省はこのほど、電子自治体への進捗状況等に関する『地方自治情報管理概要』を取りまとめた。

電子自治体への取り組み状況として、「プロジェクトチームを設置している」が五三三市町村、「研究委員会を設置している」が二四市町村、「具体的なセキュリティ対策規定を策定している」が六八一市町村、「ウイルス対策を実施している」が二、六四一市町村、「ホームページを開設している」が三、〇九七市町村、うち、「行事・イベントの紹介」が二、九〇六市町村で最も多く、続いて、「観光・物産情報等の紹介」が二、八八五市町村、「メール・電子掲示板等による住民との意見交換」が二、二〇八市町村等となっている。

パソコンの設置状況（平成十四年四月時点）では、市町村で七四三、九二台となっており、うち、総合行政ネットワーク（LGWAN）に接続しているものは四四、〇六八台となっている。

また、個人情報保護対策（同時点）では、都道府県及び市区町村のうち二、一六一団体が条例を定めており、うち、町村は一、五四七町村となっている。

なお、条例ではなく、規則や規定等により個人情報保護対策を講じている団体は、都道府県及び市町村で四七二団体となっている。

半島振興対策促進大会について

全国半島振興市町村協議会（会長 脇本哲也・北海道知内町長）をはじめ、半島地域の振興を目的として組織されている半島関係三協議会（半島地域振興対策協議会、半島地域振興対策協議議長連絡協議会）は、来る十二月四日、半島振興計画を推進し、半島地域の更なる振興を図るため、半島地域に対する行財政上の措置の一層の拡充、半島振興対策の充実等を求め、半島振興対策促進大会を開催する。

大会では、衆・参の国土交通委員会委員長、自由民主党半島振興委員会委員長等を引き、半島振興計画を推進するための事業費の重点配分等を求める大会決議の採択を行うこととしている。

また、今大会では、半島地域の振興のために取り組まれている先進的な事例についての報告を聴取する。今回は、ET関連の取組に着目し、公共施設間を光ファイバで結ぶ地域イントラネット網の構築（千葉県富浦町）、無線LANを利用した広域情報通信ネットワークの構築（広島県倉橋町）について報告が行われ、併せて同報告に関連する施策について、関係省庁から説明を受けることとしている。

大会終了後には、半島関係三協議会の代表者等が、扇・国土交通大臣などに面接し、決議事項等の実現を要請する予定。

これからの「森林の守り手」
検討会開催

林野庁

林野庁は、十一月五日、これからの「森林の守り手」の姿を描く検討会の第一回会合を開催した。

今後、森林による炭酸ガス削減目標の達成を含め森林施策を適切に推進するため、幅広い技術等を持つ林業就業者の育成が求められているが、近年、先導的な事業者では、U・Iターンを含む新規就業者を積極的に採用し、意欲的な技術・作業集団を育成するなどの取組が増えている。検討会は、こうした取組を一層推進し、今後の林業政策の中で林業就業者の果たすべき役割や将来的な姿を明確にするため発足したものの。

第一回会合では、現在の林業事業者が当面する問題点として、事業者の経営は、事業管理費等の間接経費（人件費が七割）が多い、現場職員の育成では、事業の繁閑による不安定な雇用状況から技術を持つ就業者が減少している、事業の確保では、木材価格の下落による林業意欲の低下から事業量が減少している、現場職員の処遇について、不安定な収入や社会保険への加入の低さから優良な現場職員の確保が難しい等を挙げ、今後取るべき事業者対策及び事業体対策の方向を議論した。

検討会は、今後、増大が期待出来る林業就業者に対し、「森林の守り手」としての誇りを持てる位置付けと役割、将来に期待をもてる事業者像や就業形態を示し、夢と希望を与えるビジョンを検討することとしていく。

くつろぎと機能性が調和する 都心の快適空間です。

官公庁ビルの立ち並ぶ霞ヶ関のほど近く、都心にありながら、
喧騒を離れた、心落ち着ける空間として全国町村会館は
多くの皆様にご利用いただいております。

静かでゆったりとした客室に、味わい豊かなお料理。
一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による
上質なサービスで皆様をお迎えいたします。

町村主催の各種行事に

自治大学校などの交友会に

職員旅行・家族旅行に

小・中学校の東京での行事参加に

やすらぎを大切にした客室

客室は、静かさと心地よさに配慮し、全室を7階以上に配置いたしました。室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとり、ゆったりとしたやすらぎのひとつをお過ごしいただけます。また、会議室やホール、レストランと和食処、ホテルショップなどの施設も充実しております。

土・日・祝日で宿泊は、
通常料金より20%割引でご利用いただけます。

※金曜のご宿泊にも、通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

シングル 131室 通常料金 8,500円より ツイン 18室 通常料金 16,000円より

シングル 6,800円より ツイン 12,800円より



シングル

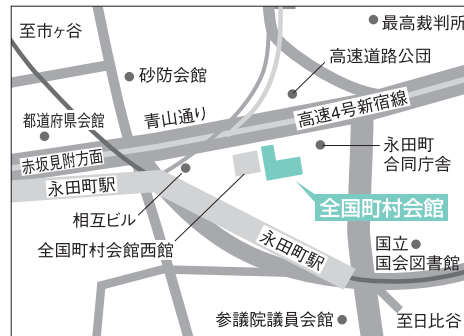
ご予約・お問い合わせは



都心に近く便利なロケーション

東京での活動拠点として最適なロケーションです。会議や研修、
パーティーなど用途に応じて幅広くご利用いただけます。

※宴会場ご利用のお客様の地元特産品などの持ち込みは自由です。
※ご宴会のお料理は、ご希望とご予算に応じてご用意いたします。



【交通案内】
■有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
■丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
■タクシー 東京駅から約20分

●東京ディズニーランド／地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
●浅草／地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
●東京タワー／地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
●東京ドーム／地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
●東京都庁展望台／地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

 **全国町村会館** TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 <http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>